

議案第41号

町の区域の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、新たに生じた土地について、次のとおり町の区域に編入する。

令和4年6月7日提出

新居浜市長 石川 勝行

町の名称	左記の区域に編入する新たに生じた土地	
	区 域	面積（平方メートル）
港町	新居浜市港町甲317番1、甲317番2、甲317番3、甲317番4、甲1532番20及び甲1532番21、大江町甲1532番11、甲1532番17、甲1532番113及び甲1544番並びに西町甲955番5の地先公有水面埋立地	9,991.73

提案理由

新たに生じた土地について、町の区域に編入するため、本案を提出する。

参照条文

地方自治法（昭和22年法律第67号）抜粋

[市町村内の町又は字の区域]

第260条 市町村長は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、市町村の区域内の町若しくは字の区域を新たに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、当該市町村の議会の議決を経て定めなければならない。

2、3 （省 略）

参 考

位置図については、議案第40号添付図参照のこと。